平成２２年（フ）第５３号
秋田県山本郡三種町鵜川字家の下24番地２
破産者　有限会社寺沢電機工業
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３１４号
静岡県富士市川成島965番地、前住所静岡県富士市浅間上町20番37号
破産者　近藤　和実
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１６７号
三重県四日市市山田町3496番地１
破産者　橋本　知彦
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
三重県四日市市赤堀２丁目５番27号
破産者　今　　哲彦
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第８６０１号
大阪府吹田市豊津町13番45号
破産者　株式会社ビー・エイチ・エー
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１７号
大阪市北区西天満５丁目16番３号西天満ファイブビル
破産者　株式会社イーシーエム
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５５号
大阪市鶴見区横堤３丁目10番38号
破産者　九州カネイチ株式会社
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０８２号
大阪市西淀川区竹島３丁目５番26号
破産者　丈富電機株式会社
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０９８号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目２番６号塩谷ハイツ１階
破産者　有限会社フラッシュ・ボックス
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８３号
大阪市福島区吉野１丁目21番８号
破産者　株式会社ウズイスト
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５０号
大阪府東大阪市楠根１丁目７番42号
破産者　株式会社サンキ製作所
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８号
大阪市旭区赤川３丁目14番７号
破産者　有限会社プログレス
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５号
大阪府大東市御領３―12―19、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市御領４丁目２番62号
破産者　有限会社クラフトワーク
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１号
大阪市北区天神橋４丁目４番２号
破産者　株式会社オー・ティ・ダブリュー
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９号
大阪府富田林市若松町西１丁目1878番地１
破産者　株式会社松田サクトリー
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
兵庫県加古川市神野町石守777番地の６
破産者　有限会社遠藤建設
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９５号
鳥取県米子市和田町3444番地
破産者　有限会社和田浜ブロツク
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３３８号
岡山県倉敷市連島中央２丁目１番24号
破産者　有限会社シャインプロジェクト
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
岡山県倉敷市中島438番地６、住民票上の住所岡山県倉敷市船穂町船穂757番地１
破産者　尾上　博之
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
北海道美唄市西一条南３丁目１番28号
破産者　協同印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３６１号
新潟市東区木工新町372番地13
破産者　株式会社中建
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3908番地の１
破産者　株式会社井出工業
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
長野県諏訪市大字四賀字北小路2927番４
破産者　諏訪運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部